

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	上下水道	局	総務	部	営業	課
項目	7-4	水道料金及び下水道使用料の収納率の向上				
実施内容	民間事業者委託による滞納整理及び弁護士委託による未収金回収の活用により、効果的かつ効率的に徴収業務を実施するとともに、支払督促申立、訴訟、強制執行等の法的措置等の取組を推進し、収納率の向上を図る。					
目標	調定から5年経過後の収納率の向上 平成24年度 99.77% → 平成29年度 99.90% (平成28年度追記) 現年収納率の向上 平成24年度(上水98.63% 下水98.65%)→平成29年度(上水98.75% 下水98.77%)					
工程	当初予定	26年度	27年度	28年度	29年度	
		民間事業者委託及び弁護士委託の管理・監督の強化				
		法的措置等の推進に係る事務の定着化	大口滞納者を中心とした法的措置等の推進			
			口座振替利用者の拡充			
進捗状況 (実績・見込)	26年度	27年度	28年度	29年度		
	民間事業者委託及び弁護士委託の管理・監督の強化					
		法的措置等の推進に係る事務の定着化				
			大口滞納者を中心とした法的措置等の推進			
			口座振替利用者の拡充			
			給水停止解除の厳格化			
			給水停止の厳格化			
			現地精算の強化			
数値目標	①収納率(5年後)	見込	①(5年後)99.82	①(5年後)99.85%	①(5年後)99.87%	①(5年後)99.90%
	②収納率(現年)	実績	①(5年後)上水99.81% 下水99.78%	①(5年後)上水99.81% 下水99.77%	①(5年後)上水99.81% 下水99.79% ②(現年)上水98.91% 下水98.95%	①(5年後)上水99.78% 下水99.77% ②(現年)上水99.22% 下水99.22%
実績	29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士委託の有効活用 = 弁護士への委託軒数 (288軒) ・法的措置等の実施 = 水道料金の支払督促申立て (2軒)、財産調査 (905軒)、差押 (12軒) ・分納誓約等による債権の保全 = 分納誓約 (150軒)、債務承認 (36軒) ・口座振替利用者の拡充 = 対象者との面談や文書送付時の口座振替推奨と口座振替申込書の送付 (随時) ・給水停止解除の厳格化 = 全額収納 (8,283軒)、一部収納 (13,262軒) ・給水停止実施の厳格化 = 給水停止通知書投函 (23,677軒)、給水停止執行 (4,122軒) 				
単年度の 効果額見込 及び実績	見込	26年度	27年度	28年度	29年度	
	実績	0.16 億円	0.24 億円	0.35 億円	0.38 億円	
評価	29年度	A	課題	給水停止までの期間の短縮化を実施し、早期滞納解消へ向けた取り組みを行った。また、給水契約を解除した滞納者への財産調査を行い、一定の財産が見込める滞納者に対する法的措置を実施した。 今後はこれまでに確立したルールや手順を定着させ、業者の履行状況をより一層管理するなど更なる収納率向上へ向けた取り組みを行う。		
			改善策	過去からの収納率のデータ整理・分析を行い、定例会議を通じて情報共有を行うとともに、委託業者の管理・監督の強化を図っていくことで、収納率の向上をめざす。		
評価基準	A:目標を上回って達成 B:目標を概ね達成 C:未達成					
備考	確実な債権確保のため早期収納をめざした取組を平成27年度から行っていることから、現年の収納率に対する評価を行うこととした。					